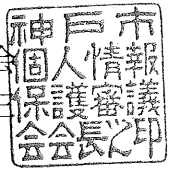




答 申 第 8 4 4 号  
令 和 2 年 6 月 4 日

神戸市教育委員会  
教育長 長 田 淳 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年6月1日付け神  
教委経第877号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて学校園の臨時休業の長期化に伴い、経済的に配慮を要する世帯への昼食支援を実施するため、神戸市就学援助の申請者情報の対象者情報を利用することは、支援対象者に迅速に食品を提供することが可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申 844

【令和2年度神戸市就学援助申請者に関する以下の個人情報】

対象児童生徒の情報

- ・氏名（漢字，アルファベット）
- ・住所

【平成31年度神戸市就学援助受給者に関する以下の個人情報】

対象児童生徒の情報

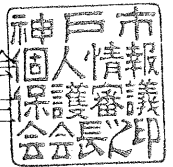
- ・氏名（漢字，アルファベット）



答 申 第 8 4 5 号  
令 和 2 年 6 月 4 日

神戸市教育委員会  
教育長 長 田 淳 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和2年6月1日付け神  
教委特第506号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて学校園の臨時休業の長期化に伴い、経済的に配慮を要する世帯への昼食支援を実施するため、特別支援教育就学奨励費の対象者情報を利用することは、支援対象者に迅速に食品を提供することが可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

臨時休業期間中における神戸市立学校児童生徒への昼食支援について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申 845

【令和2年度特別支援学校在籍児童生徒のうち、平成31年度特別支援教育就学奨励費支弁段階1の者に関する以下の個人情報】

- ・氏名（漢字，アルファベット）
- ・住所

【令和2年度特別支援学校在籍児童生徒のうち、令和2年度新規入学者に関する以下の個人情報】

- ・氏名（漢字，アルファベット）
- ・住所

上記は特別支援学校が保有する情報